

加西衛生センター長期包括運営委託業務について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告する。

令和8年4月13日
加西市告示第61号

加西市長 高橋晴彦

1 業務概要

- (1) 業務名 加西衛生センター長期包括運営委託業務
- (2) 業務内容 加西衛生センター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル実施要領のとおり

2 参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと。（別記様式4）
- (2) プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準（平成6年加西市訓令第23号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。（別記様式4）
- (3) 参加申請書の提出期限までに加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）第105条第2項に規定する入札参加者名簿に登録されていること。（別記様式3）
なお、本業務の内容に、運転管理業務、水処理機械の更新・修繕及び電気工事が含まれるため、物品製造等（役務の提供）及び建設工事（機械器具設置、電気）の登録がなされていること。
- (4) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと。（別記様式5）
- (5) 過去5年間に於いて、本案件と同種及び同程度と認められる履行実績があること（別記様式1 ※実績を証明する契約書等の写し）
- (6) 兵庫県内、又は近畿地区に本社、本店、支社、支店、営業所、事業所のいずれかを有し、緊急時における対応が速やかにできる体制が整っていること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。（税務署発行）
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申し立て、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てを行っている者でないこと。（財務諸表（損益計算書及び貸借対照表））
- (9) 別記の資格を有する者を、当該業務の担当者として配置できること。（別記様式2）
- (10) 事業所の所在地（登記事項証明書）
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、当施設の設置・維持管理上関係する法律並びに公害関連諸法の知識を有すること。
- (12) その他 環境部長が必要と認める事項。公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

3 手続き等

(1) 事務局

加西市役所環境部環境課（付属棟2階）

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地

電話：0790-42-8719（直通）

Fax：0790-42-6269

Eメールアドレス：kankyo@city.kasai.lg.jp

(2) 実施要領等の公表

公告日から「加西衛生センター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル実施要領」等を加西市ホームページで公表する。

(3) 参加申請書・企画提案書等の提出

①提出期限 令和8年5月15日（金）

②提出場所 加西市役所環境部環境課（付属棟2階）

③提出方法 持参または書留郵便

- ・持参の場合は、平日の8時30分から17時までとする。12時～13時除く
- ・書留郵便の場合は、提出期限必着とする。

4 その他

(1) その他詳細は「加西衛生センター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり。

(2) 本プロポーザルに係る全ての費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。

(5) 採用された企画提案について、協議の上、変更する場合がある。

(6) 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

(7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

(8) 当該事業の契約が成立するまでの間において、契約候補者が「加西衛生センター長期包括運営委託業務公募型プロポーザル実施要領」の参加者に要求される資格を満たさなくなった場合は、当該契約候補者と契約を締結しない。